

静岡県告示第748号の2

公平委員会の事務の受託について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次の規約により、静岡県は、南伊豆地域清掃施設組合の公平委員会の事務の委託を受けることとした。

令和5年12月27日

静岡県知事 川勝平太

南伊豆地域清掃施設組合と静岡県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、南伊豆地域清掃施設組合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に掲げる公平委員会の事務を、静岡県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他の必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和6年1月1日から施行する。